

学校いじめ防止基本方針

泉佐野市立第三中学校

平成 26 年 1 月 31 日 策定

令和 2 年 1 月 15 日 一部改訂

2022 年度

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは重大な人権侵害事象であり、全ての子どもに起こりうる問題である。また、生徒指導上からも根絶しなければならない重要な課題であることをすべての教育関係者とともに確認したい。

特に近年の情報機器の発達により、インターネットやケータイ・スマホによるいじめ問題が新たな課題として大きな社会問題になっていることもしっかり受け止め、取り組む必要がある。

いじめに関して、未然防止が重要であることは明白であるが、実際に生じた場合の早期発見・早期対応のマニュアルをしっかりと確立させ、子どもたちが安心して、なおかつ安全に学校生活を送れるよう、子どもたちとともに考え取り組みを推進させていきたい。

本校では、「一人ひとりを大切に、差別を許さない人権感覚豊かな集団を育てる」を教育目標としており、いじめ・差別を含めたすべての人権侵害を許さない人権教育、また、積極的な生徒指導に取り組んでいる学校として、ここにいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」（文部科学省 いじめ防止対策推進法 平成 25 年 6 月）である。いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

学校いじめ防止委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、人権教育主担、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察官経験者

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見とその事案への対処
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ 緊急会議の開催及び情報共有・事案対応の検討

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者・生徒への 相談窓口周知	保護者・生徒への 相談窓口周知	保護者・生徒への 相談窓口周知	第1回 学校いじめ防止委員会 (年間計画の確認、問題行動調 査結果を共有)
	個人調査票によっ て把握された生徒 状況の集約	学級活動(いじめ を考える)	学級活動(いじめ をなくすために)	入学式、始業式、生徒指導集会、 PTA総会で「学校いじめ防止 基本方針」の趣旨説明
5月	宿泊学習			「学校いじめ防止基本方針」 ホームページ更新
6月	いじめ調査アンケ ート実施 教育相談	いじめ調査アンケ ート実施 教育相談	修学旅行 いじめ調査アンケ ート実施 教育相談	教育相談週間 七夕の催し(生徒会)
7月	保護者懇談会	保護者懇談会	保護者懇談会	第2回委員会(進捗確認)
8月	生徒の生活状況の確認	生徒の生活状況の確認	生徒の生活状況の確認	体育大会を通じた集団づくり
9月	体育大会	職業体験学習 体育大会	体育大会	
10月	いじめ調査アンケ ート実施 教育相談	いじめ調査アンケ ート実施 教育相談	いじめ調査アンケ ート実施 教育相談	教育相談週間
11月	合唱コンクール 佐野三EXPO 防災学習	合唱コンクール 佐野三EXPO	合唱コンクール 佐野三EXPO 進路学習	佐野三EXPO(生徒会) 第3回委員会(状況報告と取組 みの検証)
12月	マラソン大会 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	マラソン大会 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	マラソン大会 保護者懇談会 (家庭での様子の把握)	教職員間による公開授業週間 (わかる授業づくりの推進)
1月				第4回委員会(年間の取り組みの検証)
2月	いじめ調査アンケ ート実施	いじめ調査アンケ ート実施	いじめ調査アンケ ート実施	教職員間による公開授業週間 卒業生を送る会(生徒会)
3月	保護者懇談会	保護者懇談会	保護者懇談会	

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

学校いじめ防止委員会を、年4回開催し、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検や、いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、見直しなどを行う。

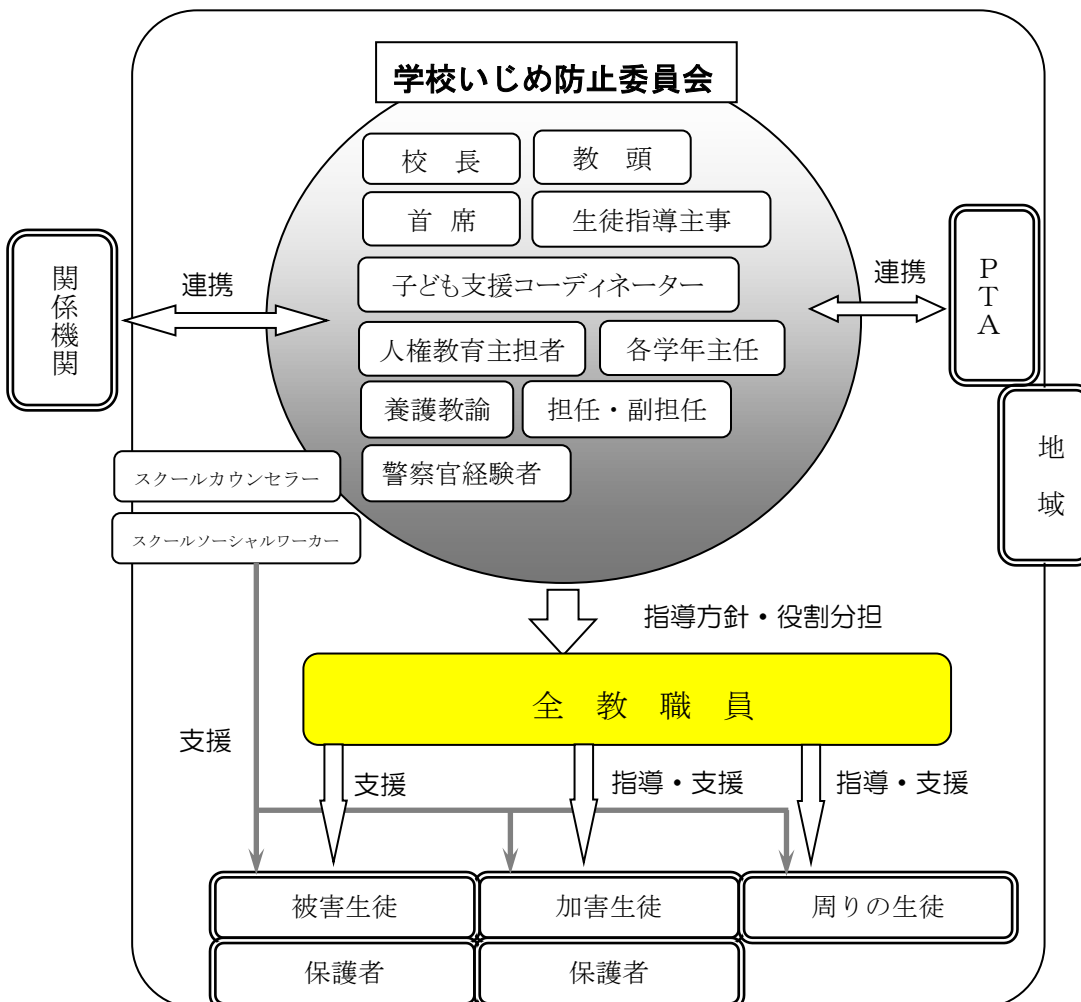
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神が浸透している環境であることが求められる。そのことを基盤として、教育活動全体を通じて、生徒が、人と人との関わり合い通して、自らが人と関わる喜びや大切さに気づき、絆を深める中で、他人の役に立っている自己有用感や、自分には目標を成し遂げる力があるといった自己効力感を醸成していくことが重要である。

特に、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめの防止に資する多様な取組みが体系的・計画的におこなわれるよう、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）を作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめ未然防止のための体制



3 いじめの防止のための措置

- ◇ いじめはどの学級にもどの学校にも起こりうるものだという基本認識を持つ
教職員が「いじめはどの学級にも起こりうる、今も潜在的にいじめが起こっているかもしれないという認識のもとで、いじめを防止するための手だてを積極的に行う。
- ◇ いじめは絶対に許されないという強い姿勢で指導を行う
いじめは人権侵害であり、「いじめはどのような理由があっても絶対に許されない」という強い認識を持って指導する。また、いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方及び学校の教育活動全体が問われる問題であると認識し、いじめ防止の取り組みを推進する。
- ◇ 学級・学校が人権を大切に考える意識に包まれた環境であること
友だちの願いや思いを共感的に受けとめることのできる豊かな感性や、仲間とともに問題を主体的に解決していこうとする実践的な態度の育成等、人権尊重の教育の充実を図り、いじめをなくす実践力を培う。また障害者理解教育など人権課題に対応した学習や体験活動の際にも、子どもたちの生活との関わりや、身近な仲間との繋がりや人権課題を意識しながら実践することによって、常に身近な学級・学校が人権を大切にできる環境であることを子どもたちに認識させる。
- ◇ 一人ひとりが大切にされ、自尊感情や自己有用感を大切にされた人権教育の充実
子どもたち自身がお互いを尊重し合い認め合うことによって、お互いの自尊感情や自己有用感を高められる集団づくりが求められる。そのために、日々の学校の教育活動全体において一人ひとりの子どもの人権が尊重され、それぞれの子どもの自己実現につながる取り組みとなるよう努める。
- ◇ お互いを支えあう集団づくり
いじめの問題は、当事者間だけではなく、クラスや学校全体の課題である。信頼と協調に基づく人間関係の形成が集団の構成員一人ひとりにとってプラスであるとの認識を育むように努め、それを実現していくために人間関係づくりの教材プログラム等を活用した実践力の向上が必要である。
- ◇ いじめ問題を教育の課題としてとらえ、教訓化する
具体的事例からいじめられた子どもの被害状況の把握とケア、また、いじめた子どもへの指導の在り方等、その解決に向けた方針について協議する。また、教訓化した事項を教材の中に活かして日常の教育活動に活用する。
- ◇ 教職員研修を充実させる
まず、教職員自身の人権意識を高めるため、また、カウンセリングマインドを持ち子どもたちの現状認識を正しく把握し相談活動に努められるよう、様々な機会を活用した教職員研修を充実させる必要がある。

★ いじめを早期に発見するポイント

(1) 学校で

- 授業に意欲をなくし、集中力が無くなってきた子はいないか。
- 休み時間や放課後、一人でいることが多い子はいないか。
- 休み時間や放課後、用もなく職員室に頻繁に来たり、前をうろうろする子はいないか。
- 教育相談、日記、班ノートなどに不安・悩みなどを抱えている子はいないか。
- 保健室に出入りすることが多くなっている子はいないか。
- いつもおどおどしている子はいないか。
- 理由無く欠席、遅刻、早退が増えてきた子はいないか。
- 理由のはっきりしない打撲や傷跡のある子はいないか。
- 衣服が乱れたり、汚れていたり、破れたりしていないか。
- 元気がなく、気持ちの沈んでいる子はいないか。
- 教員を避けるようになってきている子はいないか。
- グループから急に離れたり、交友関係の変化した子はいないか。
- 常に人の言いなりになっている子はいないか。
- 一人離れて教室に入ってくる子はいないか。
- 椅子や机を乱されている子はいないか。
- 授業中発言したら、理由もなく笑われている子はいないか。
- みんながやりたがらない学級の仕事を押しつけられている子はいないか。
- 忘れ物が多くなったり、成績が急に下がりだした子はいないか。

(2) 家庭で

- 衣服が破れたり、汚れたり、持ち物を失ったりすることが急に増えていないか。
- 「ケンカ」をしたとか、「ころんだ」とか言って、「あざ」をつくったり、「けが」をしてきたりすることがないか。
- 金遣いが急に荒くなったり、家庭の金品を持ち出したりすることはないか。
- 急に口数が少なくなっていないか。
- 独り言を言ったり、夜中にうなされたりすることはないか。
- 友だちからの電話で、理由も言わずに家を飛び出すなど、友だちの言いなりになることが増えていないか
- 友だちが急に遊びに来なくなったり、友だちの話をしなくなったりして、ひとりぼっちで家にいることが多くなっていないか。
- 友だちや先生に対する不満を口にすることが、最近、多くなっていないか。
- 「しんどい、病気や。」といて、学校を休みたがったり、遅刻早退が増えていないか。
- 急に勉強しなくなったり、無気力になったり、食欲がなくなったりすることはないか。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの定義に照らし合わせ、積極的に認知する。

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しかったりするなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、いじめ調査アンケートなどの定期的なアンケートを学期ごとに行い、1・2学期に行う相談週間と結びつけながら生徒たちの実態把握に努める。また、教職員の日常の生徒観察に気を配り、毎日の学年打ち合わせの際に生徒たちの小さな変化も見逃さない思いで情報交換を密にする。
- (2) 保護者と連携、地域の教育関係機関との連携を密にし、生徒たちの情報収集に努める。また、にこにこサポーターの取り組みを継続し、保護者と違った視点から学校についての情報をいただき、生徒の見守りについての協力を求める。
- (3) 学校での相談窓口に関する情報を生徒に周知し、さまざまな立場の教職員が相談を受ける大人として身の回りにいることを伝える。
- (4) 相談体制、相談窓口については、学級通信、学年通信、学校だよりなどを活用し、何度も伝える機会を持つことで周知徹底に努める。また、いじめ対策委員会の中で、常に相談体制、相談回数、相談内容について振り返り、分析を行い、組織そのものが機能しているかどうかを点検する作業を行う。
- (5) 生徒の個人情報については、教職員間の共有、交流は必要であり、効果的にその情報を活用することを第一義に考えるが、その取り扱いについては個人の不利益になることがないよう、また、個人の人権を侵害することにつながらないよう、細心の注意を払うことを徹底する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全確保が最優先である。そして、いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認し、適切な指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にあつたりする場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけを掴むことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(大阪府教育委員会)、(別添)「レベルに応じた問題行動への対応チャート」(市教委)を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつたりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には一人で抱え込まず、いじめの防止等の対策のための組織(学校いじめ防止委員会)に速やかに報告をし、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、泉佐野警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに泉佐野警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保することなども視野に入れ、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親

しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、学校いじめ防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。体育大会や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他

者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や泉佐野警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、各教科・領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第6章 緊急・重篤な事案への対応について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合〔以下「重大事態」という〕は、以下の対応を行う。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と安易に判断せず、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

【重大事態の意味】

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

(例) いじめを受けた生徒が

- ・自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、日数だけでなく、子どもたちの家庭での状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

【重大事態の報告と対応】

○重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教委に報告し、市教委は、速やかに市長に事態発生について報告を行う。

【調査の主体と組織】

○市教委は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

①学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校いじめ防止委員会」が調査を行う。

市教委は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

②市教委が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、市教委が調査を行う。その場合には、「泉佐野市いじめ防止対策審議会」が調査にあたる。

【調査結果の報告及び提供】

○調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、市教委を通じて市長に報告する。また、市教委が主体となった場合も、市教委が市長に報告する。

学校又は市教委は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

○重大事態が発生した場合は、以下に従い報告・調査を進める。

- ・『いじめ重大事態 対処指針』は以下 URL をクリックし、『泉佐野市いじめ防止基本方針』を参照してください。

- ◆ 泉佐野市いじめ防止基本方針（第2版）令和2年1月15日
<https://www.city.izumisano.lg.jp/material/files/group/6/ijimebousikihonnhousinn.pdf>

- ◆ 泉佐野市いじめ認知改善プラン 令和元年7月
<https://www.city.izumisano.lg.jp/material/files/group/6/ijimenintikaizennpurann.pdf>

- ◆ 【様式1】生徒指導報告書（いじめ用）いじめ問題の認知状況について
<https://www.city.izumisano.lg.jp/material/files/group/6/seitosidouhoukokusyoyousiki1.pdf>

- ◆ 【様式2】生徒指導報告書（いじめ用）その後の状況について
<https://www.city.izumisano.lg.jp/material/files/group/6/seitosidouhoukokusyoyousiki2.pdf>